

重度の肝硬変の方への支援制度

重症度を判断する基準が、最近、緩和されています。ぜひ、ご活用ください。

障害年金 ※平成26年6月1日に制度改正。

国民年金・厚生年金(共済年金含む)からは、「肝疾患による障害」の程度に応じた年金を受けられることがあります(原則として65歳未満)。

まずは医療機関のソーシャルワーカーや社会保険労務士など専門家にご相談ください(申請先は年金事務所)。

障害年金のイメージ

- | | | |
|----|--------------------------|-----------------------------|
| 1級 | (介助なしで日常生活できない。寝たきり等) | →年 97.6万円+ 障害厚生年金(※) |
| 2級 | (日常生活が困難で労働収入が得られない) | →年 78.0万円+ 障害厚生年金(※) |
| 3級 | (厚生年金だけの制度。労働に著しい制限のある方) | →年 58.5万円 ～ |

※障害厚生年金の額は、加入期間や保険料の額、家族構成などで決まります。
※これはイメージです。詳しくは専門家にご相談ください。

身体障害者手帳 ※平成28年4月1日に改正。

「肝機能障害」の程度に応じて、介護や医療費・交通費助成など、自治体からのサービスが受けられます。支援の内容や手続きについては、医療機関の相談窓口やお住まいの市区町村の障害福祉担当窓口にご相談ください。

治療などについて、患者さんの相談できるところ

患者会

京都肝炎友の会
☎ 075-957-0521

京都府肝疾患診療連携拠点病院

京都大学医学部附属病院 肝疾患相談センター
☎ 075-751-4701
相談時間 月・水・金 10:00～12:00 (祝日及び年末年始を除く)

京都府立医科大学附属病院 肝疾患相談センター
☎ 075-251-5171
相談時間 火・木 10:00～12:00、13:00～16:00
水 13:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)



発行・お問い合わせ

全国B型肝炎訴訟大阪原告団 〒556-0011 大阪市浪速区難波中1-10-4 南海SK難波ビル5階 ☎06-6647-0300
紹介しているのは2024(令和6)年4月1日現在の内容です。

ウイルス性肝炎

患者さんに役立つ制度

ご存じですか?

ウイルス性肝炎は専門医による治療・検査を続けることが大切です。その費用を補助する制度をご紹介します。

肝がん・重度肝硬変患者むけの医療費の助成の要件がさらに緩和されました

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

令和3年4月に緩和された**B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者の治療費が月1万円に減額**される助成制度の要件が、令和6年4月からさらに緩和されました。

従前の要件(令和3年4月改定後)

- ①世帯年収約370万円以下が対象
- ②肝がん・重度肝硬変の入院治療費又は肝がんの通院治療費が対象(分子標的薬を用いた化学療法。動脈注化学療法による通院治療)
- ③**過去12カ月**で高額療養費の限度額を超えた月が既に2月以上ある場合に、入院又は通院で**3月目**からの自己負担額が月1万円に減額

緩和後の要件(令和6年4月改定後)

- ①世帯年収約370万円以下が対象
- ②肝がん・重度肝硬変の入院治療費又は肝がんの通院治療費が対象(分子標的薬を用いた化学療法。動脈注化学療法。粒子線治療による通院治療)
- ③**過去24カ月**で高額療養費の限度額を超えた月が既に1月以上ある場合に、入院又は通院で**2月目**からの自己負担額が月1万円に減額

詳しくは、府庁の担当課にお尋ねください。

対象期間が延長され(過去12カ月→24カ月)、助成開始時期が早まりました(3月目から→2月目から)高額療養費限度額が1月を超えた時点で申請を行うことが可能になりました

府庁の担当課

京都府 健康福祉部 健康対策課

☎ 075-414-4765 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

B型・C型肝炎治療費の助成

京都府のB型・C型肝炎ウイルス治療医療費助成

対象となる治療は、核酸アナログ製剤治療、インターフェロンフリー治療、インターフェロン治療です。

申請には、診断書などが必要です。ご希望の方は、かかりつけの医療機関等までご相談ください。



助成を受けたときの自己負担額（京都府の場合）

世帯の市町村民税	自己負担
所得割 23.5万円未満	月1万円
所得割 23.5万以上	月2万円

C型経口新薬で治ゆされた方など

定期検査費用の助成

ウイルス性肝炎患者等の検査費助成：定期検査費用助成

B型・C型の慢性肝炎・肝硬変・肝がんで、上記の助成を受けていない方は、年2回まで定期検査費用が助成されます（所得制限あり）。

対象は血液検査、超音波検査（肝硬変・肝がんはCT・MRI）などで、京都府が指定する医療機関で受けたものです。詳細は府庁の担当課までご相談ください。



助成を受けたときの自己負担額（京都府の場合）

住民税非課税世帯	0円
市町村民税（所得割）23.5万円未満の世帯	
慢性肝炎	1回2千円
肝がん・肝硬変	1回3千円

府庁の担当課はこちら

京都府 健康福祉部 健康対策課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
☎ 075-414-4765

手続きは
お済み
ですか？



弁護団に相談すれば、「給付金」手続きだけでなく、最新の治療情報を学んだり、悩みの相談ができる仲間（患者がつくる原告団）もできます。

B型肝炎「給付金」

過去の集団予防接種でB型肝炎に感染したキャリア・患者が対象です。無症候性キャリアの方は、さらに年4回の定期検査費用が助成されます。
①生年月日が昭和16年7月2日以降で②B型肝炎ウイルスに持続感染されている方は、あきらめる前に弁護団にご相談ください。



給付金の金額

死亡	3600万円
肝硬変重度、肝がん	3600万円
肝硬変軽度	2500万円
慢性肝炎	1250万円
※各病態の発症から提訴までに20年が経過した場合、減額されます。	
無症候性キャリア	50万円 +定期検査費用等

※いちど「対象者」と認められれば、病態が進んだときにも給付金の「差額」（追加給付）を受給できます。

ご相談は各地の弁護団へ

全国B型肝炎訴訟大阪弁護団

☎ 06-6647-0300 <https://bkan-osaka.jp>

弁護団長 長野 真一郎
（大阪弁護士会）

B型肝炎 大阪弁護団 検索

薬害肝炎（C型肝炎）「給付金」

フィブリノゲン製剤でC型肝炎に感染された、いわゆる薬害肝炎の被害者の方々が対象です。この給付を受けるためには訴訟提起が必要です。薬害肝炎全国弁護団にご相談ください。

ご相談は各地の弁護団へ

薬害肝炎大阪弁護団 <http://www.hcv.jp>

☎ 06-6315-9988 FAX 06-6315-9996

FAX 相談は FAX によりご回答します。所定の相談用紙をホームページからダウンロードできます。